2　この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行う。（附則第二条～第七条関係）

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十号）（デジタル庁）

1　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）について所要の規定の整理を行う。（第三十四条及び別表第四号関係）

2　この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。（附則関係）

◇衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十一号）（内閣府本府）

1　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。（附則関係）

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十二号）（防衛省）

1　若年定年退職者給付金に関する改正

⑴　若年定年退職者給付金を支給する者の範囲を拡大する。（第二十条関係）

⑵　その他所要の規定の整備を行う。

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定（条約第五号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えること等を規定している。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第六条関係）

7　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第十条関係）

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第十一条関係）

12　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第十二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第十三条関係）

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第十四条関係）

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第十五条関係）

16　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。（第十六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第十七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第十八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第十九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第二十条関係）

21　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二十一条関係）

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二十二条関係）

23　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二十三条関係）

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。（第二十四条関係）

25　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二十五条関係）

26　外国為替及び外国貿易法に基づく日本国の決定は、この協定の紛争解決の規定の対象とならないことを規定している。（第二十六条関係）

27　合同委員会を設置すること等を規定している。（第二十七条関係）

28　この協定の見直しについて規定している。（第二十八条関係）

29　この協定の改正について規定している。（第二十九条関係）